

岩手県からのお知らせ

令和5年4月1日から

宮古市内の

公害関係法令担当窓口が変わります

宮古市



サーモンくん

岩手県



うにっち

3月31日まで

宮古市エネルギー・環境部環境課

4月1日から

岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部
宮古保健福祉環境センター環境衛生課



TEL:0193-64-2218

提出先が変更となる公害関係法令一覧

- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・ダイオキシン類特別措置法
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ・PRTR法
- ・生活環境保全条例(大気・水質・土壌)

※対象となる届出は裏面へ



宮古市



岩手県

提出先が変更となる主な届出一覧

大気汚染防止法

- ・ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書
- ・ばい煙発生施設使用廃止届出書
- ・一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書
- ・承継届出書
- ・揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書
- ・氏名等変更届出書
- ・特定粉じん排出等作業実施届出書
- ・特定粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書

土壌汚染対策法

- ・一定の規模以上の土地の形質の変更届出書
- ・形質変更時要届出区域における土地の形質の変更届出書
- ・土地利用方法変更届出書
- ・土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書
- ・土壌汚染状況調査結果報告書

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

- ・公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書
- ・公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書
- ・公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届出書
- ・承継届出書
- ・相続証明書
- ・相続同意証明書

生活環境保全条例

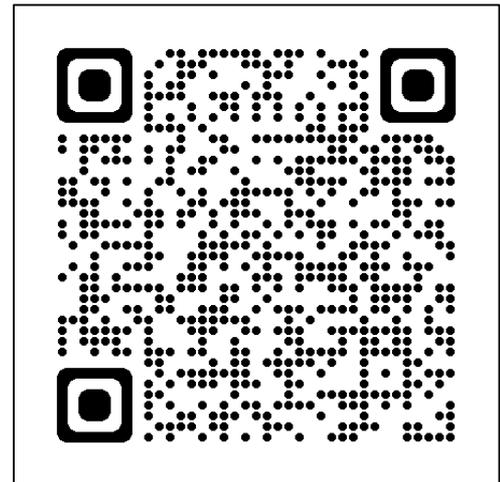
- ・ばい煙発生施設設置（使用、変更）届出書
- ・粉じん発生施設（設置、使用）届出書
- ・污水等排出施設設置（使用、変更）届出書
- ・健康有害物質使用状況等調査票
- ・使用廃止届出
- ・氏名等変更届出書
- ・承継届
- ・環境保全監督者選任（解任）届出書

ダイオキシン類対策特別措置法

- ・ダイオキシン類測定結果報告書
- ・氏名等変更届出書
- ・承継届出書
- ・特定施設使用廃止届出書
- ・特定施設設置（使用、変更）届出書

水質汚濁防止法

- ・特定施設設置（使用、変更）届出書
- ・特定施設使用廃止届出書
- ・氏名等変更届出書
- ・承継届出書



岩手県HP 環境保全



■ お問い合わせ先

岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部
宮古保健福祉環境センター環境衛生課

住所：岩手県宮古市五月町1-20

TEL:0193-64-2218

